

排出事業者に係る主な罰則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律は、排出事業者に対する規定を多く定めています。これらが守られない場合には、罰則が科せられることがありますので、法令を遵守してください。

| | 違反行為 | 違反条項 | 根拠条文 | 罰則の内容 |
|---------------|---|---|----------------------------|-----------------------------------|
| 措置命令違反 | 一般廃棄物(特別管理一般廃棄物)の処理基準に適合しない処分が行なわれ、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときに必要な限度においてその支障の除去又は発生の防止のために必要な措置命令に違反した者 | 第19条の4 第1項 | 第25条 第1項第5号 | 5年以下の懲役 若しくは 1千万円以下の罰金または併科 |
| 無許可業者への委託違反 | 一般廃棄物の処理を無許可業者に委託した者 | 第6条の2 第6項 | 第25条 第1項第6号 | |
| 投棄禁止違反 | 廃棄物をみだりに捨てた者若しくは未遂の物 | 第16条 | 第25条 第1項第14号 第25条第2項 | |
| 廃棄物の焼却違反 | 処理基準に違反して廃棄物を焼却した者若しくは未遂の物 | 第16条の2 | 第25条 第1項第15号 第25条第2項 | |
| 委託基準違反 | 委託基準に違反して一般廃棄物又は産業廃棄物の処理を他人に委託した者 | 第6条の2 第7項 第12条第6項 | 第26条 第1項第1号 | 3年以下の懲役 若しくは 300万円以下の罰金又は併科 |
| 改善命令違反 | 廃棄物の処理基準に適合しない保管、収集、運搬、処分が行なわれ、当該廃棄物の保管、収集、運搬、処理の方法の変更その他必要な改善命令に違反した者 | 第19条の3 | 第26条 第1項第2号 | |
| 報告義務違反 | 報告をせず、又は虚偽の報告をした者 | 第18条 | 第30条第7号 | 30万円以下の罰金 |
| 立入調査の拒否、妨害、忌避 | 廃棄物の保管、帳簿書類その他の物件を検査しようとしたとき、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者 | 第19条第1項 | 第30条第8号 | |
| 両罰規定 | 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は業務に関し、違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人も罰せられます。 | 第25条第1項第1号から第4号まで、第12号、第14号、第15号又は第2項 | 第32条 第1項第1号 | 法人に3億円以下の罰金刑 |
| | | 第25条第1項(第32条第1項第1号に規定するものを除く。)、第26条、第27条、第27条第2号、第28条第2号、第29条又は第30条 | 第32条 第1項第2号 | 各条の規定の罰金刑 |

店舗併用住宅 ～自宅に店舗や事業所がある場合～

- 生活から発生する家庭ごみと、事業活動から発生する事業ごみに分別してください。
- 家庭ごみは菊陽町で収集しますので、地域のごみ集積所へ出してください。事業ごみについては菊陽町で収集しませんので、排出事業者自らが処理して下さい。
- 事業ごみと家庭ごみを分別していない場合は、全て事業ごみとみなし、菊陽町では収集しません。

